

事務連絡
平成27年10月29日

各都道府県・指定都市 税務担当課 御中
各都道府県 市区町村担当課

総務省自治税務局 市町村税課

地方税法施行規則の一部改正等について

地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第90号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第91号）が本日公布され、下記の様式が改正されましたのでご連絡いたします。

また、貴都道府県内市区町村に対しても、この旨周知していただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第90号）について

(1) 主な改正内容

以下の様式において従前用いていた「個人番号」欄について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号と混同されることを避けるため、「宛名番号」欄へと名称を変更する。

- ・第3号様式（給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用））
- ・第3号様式別表表面（給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用））（※）

(2) 施行期日

平成28年1月1日

(3) 留意事項

行政不服審査法（平成26年法律第68号）等の施行に伴い、地方税法施行規則についても所要の整備を行う必要がある。このため、第3号様式別表表面（※）については今後更なる改正を予定しており、同法の施行日（平成28年6月12日までの間で政令で定める日）から施行する予定であるので、留意すること。現時点での改正案は別紙を参照のこと。

2 地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第91号）について

(1) 主な改正内容

地方税当局へ提出する申告書等の記載事項に当該申告書等の提出者等の個人番号又は法人

番号を追加する。

ア) 第1号の3様式(公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額通知(納税義務者用))

納税義務者の個人番号欄は設けず、特別徴収義務者の法人番号欄のみ設ける改正を行う。

イ) 第3号様式(給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用))

納税義務者の個人番号欄及び特別徴収義務者の個人番号又は法人番号欄を設ける改正を行う。なお、第3号様式別表表面(給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用))については、個人番号欄を設ける改正を行わない。

ウ) 第5号の9様式(退職所得申告書)

エ) 第5号の14様式(退職手当等に係る特別徴収票)

第5号の14様式は市町村提出用の特別徴収票とし、納税義務者の個人番号欄及び特別徴収義務者の個人番号又は法人番号欄を設ける改正を行う。

また、納税義務者交付用の特別徴収票として新たに第5号の14の2様式を追加し、同様式については、納税義務者の個人番号欄及び特別徴収義務者の個人番号又は法人番号欄を設けないこととしている。

オ) 第17号様式別表(給与支払報告書)

カ) 第17号の2様式別表(公的年金等支払報告書)

(2) 施行期日

ア) 平成29年4月1日

イ) 平成29年1月1日

ウ) からカ) まで 平成28年1月1日

総務省自治税務局市町村税課
担当：矢口、栢原、清水、古山
電話 03-5253-5669 (直通)